



みんなで築こう 人権の世紀



国民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを一人ひとりの心に訴え、全ての人々が個人として尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会をつくりましょう。

法務省はこのような社会の実現のために、啓発活動の年間協調事項を設定しています。

令和5年度 啓発活動年間強調事項

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティを理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

成田市では、さまざまな人権問題・もめごと・なやみごとについて人権擁護委員が相談をお受けする「**もめごと・なやみごと・苦情相談**」を開催しておりますので、ご利用ください。

令和5年度開催予定											
4/25 (火)	5/23 (火)	6/6 (火)	7/25 (火)	8/29 (火)	9/26 (火)	10/24 (水)	11/28 (火)	12/5 (火)	1/23 (火)	2/27 (火)	3/26 (火)
受付時間		10:00～11:30 / 13:00～14:30					お問い合わせ先		成田市市民協働課 ☎0476-20-1507		
相談会場		市役所2階 市民協働課市民相談室									

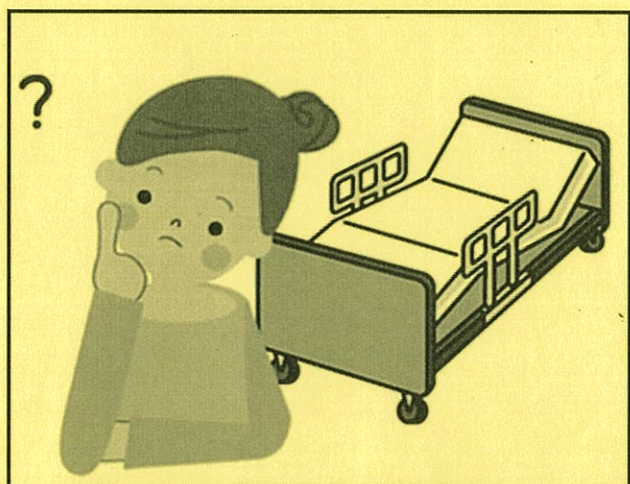
お困りごとはありませんか？



(道路の段差をなくしてほしい)



(どこに相談すればいいかわからない)



(サービスの制度やしくみがわからない)



(役所の説明がわからない)

総務省の行政相談委員が「行政困りごと相談所」を開設しています。
行政への苦情・要望・意見を受け付け、助言や行政機関に対する通知
などを行っています。(相談無料・秘密厳守)

毎月第4火曜日(原則) 10:00~15:00
場所:成田市役所内会議室

(担当行政相談委員)

深山 芳文委員

大木 孝男委員

加瀬 京子委員

❖お問い合わせ先:成田市 市民協働課

(TEL:0476-20-1507)

総務省千葉行政監視行政相談センター (TEL:043-246-9821)